

## (1) 試験

### A) 単位認定試験

- ① 単位認定試験は、前期科目について行う前期試験と後期科目・通年科目について行う後期試験がある。
- ② 単位認定試験は原則として学期末毎に実施するが、他の日時での試験実施が必要であると科目担当教員が認めた場合にはその限りではない。
- ③ 履修した科目の試験は必ず受験しなければならない。

### B) 再試験

- ① 単位認定試験を受験した結果、不合格となった者に対し再試験を行う。なお、再試験に合格した者の試験評価は試験点数に関わらず60点とする。
- ② 単位認定試験を受験した結果、不合格となった者に対し、合格点に達するまで在学期間内で繰り返し再試験の受験を認める。再試験を受験しようとする者は、2度目以降の再試験受験であっても次項③及び④に記載される規定通り手続きを行わなければならない。
- ③ 再試験を受験しようとする者は、必要事項を間違いなく記入した再試験受験願を提出しなければならない。受験手続きは事務局で受験料を添えて申し込み、再試験科目の試験会場入室完了時までに学科教務へ再試験受験願を提出したことをもって完了する。
- ④ 再試験受験料は全教科において一律3,000円とする。
- ⑤ 科目名の誤記など前項③及び④の手続きを完了していない者は再試験を受けることができない。

### C) 追試験

- ① 以下の事由に該当し単位認定試験を受験できなかった者は、校長の判断をもって1回限り追試験の受験を許可することがある。
  - a. 本人の病気・負傷のために登校できなかった者
  - b. (3)2)の服喪のため公欠を認められた者
  - c. その他、正当かつやむを得ない事由により欠席した者
- ① 追試験の受験を許可された者は、必要事項を間違いなく記入した追試験受験願及び上記のいずれの事由に該当するかを証明する事由証明書を揃えて提出しなければならない。受験手続きは、追試験科目の試験会場入室完了時までに事務局へ追試験受験願と事由証明書を提出したことをもって完了する。
- ② 科目名の誤記など上記手続きを完了せず受験を認められていない者は、追試験を受けることができない。
- ③ 追試験の結果、評定が可以上となった者にはその科目の単位を認定する。
- ④ 追試験の結果、評定が不可となった者に対し追試験の再試験を認める。なお、再試験の規定は(6)B)に準ずる。

## (2) 成績

- ① 成績評価は学年末において、学業成績の評定、履修状況等を総合的に評価する。
- ② 学業成績の評定は、各科目の単位認定試験結果や受講状況を用いて次の通り行う。
  - 1) 評定時期は各学期末と、学年末とする。
  - 2) 同一科目を複数の教員が担当する場合は、合議によって評定する。
  - 3) 学業成績の評定は、学期末及び学年末に通知する。
- ③ 成績評価及び学業成績の評定に用いる評点、及び評語は次のとおりである。

評点は、整数で表示する。

評語	評点
秀	90点～100点
優	80点～89点
良	70点～79点
可	60点～69点
不可	60点未満

### (3) 留年

- ① 所定の在学期間内で学則9条に定める全ての科目を履修しなければ留年とする。
- ② 留年となった者は、当該学年に係る学費を納入しなければならない。ただし、所定の在学期間内の再試験対象者は学費の納入を必要としない。納入手続き等は、所定の日時までに行わなければならない。
- ③ 学年において出席日数不足で単位未認定となった科目がある場合は、再履修とする。所定の在学期間内に再試験で不合格となった科目がある場合は、次年度以降に開講される授業に出席し再履修をした後に試験を受験すること。
- ④ 学校が定めた教育課程の単位を全て取得しなければ卒業することはできない。  
※所定の在学期間内に合格しない場合は留年となる。

### (12) 卒業

卒業は、下記の要件を満たす者とする。

- ① 履修した必修科目と選択必修科目の単位を全て取得していること。
- ② 卒業判定会議にて、卒業要件を満たしていることを確認する。ただし、疾病、けがなどのやむを得ない事由がある者については考慮することもある。

## ◆ 試験フローチャート

